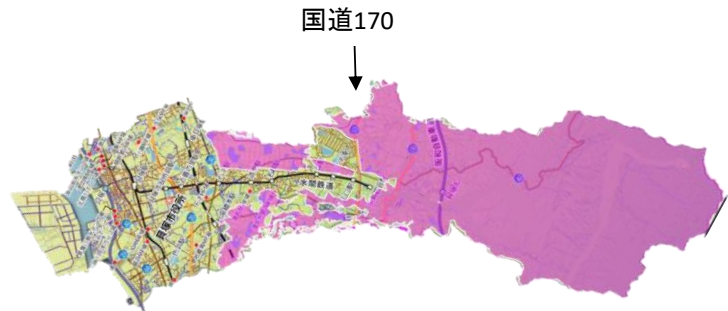


合併処理浄化槽を設置する場合 設置費用の一部を補助します

《補助対象地域》

- ★市街化調整区域
- ★大阪外環状線（国道170号）よりも
山手の市街化区域
（いずれも下水道事業計画区域は除く）



《補助要件》

- ★住宅用のもの（ただし、店舗等併用住宅は、住宅部分が床面積の2分の1以上必要。）
- ★処理対象人員が10人槽以下のもの
- ★BOD除去率が90%以上かつ放流水の水質がBOD20mg/L以下まで処理する能力を持ち、国庫補助指針が適用されるものは同指針に適合するもの。かつ総窒素濃度が20mg/l以下又は総磷濃度が1mg/l以下の処理能力を有する高度処理型合併処理浄化槽を設置すること
- ★環境配慮型浄化槽として性能要件を満たす浄化槽を設置すること

《補助金対象浄化槽》

浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出に係る受理書の交付を受けた者。

新築・一定規模以上の増築など建築確認申請が必要なものについては対象外。

《補助金額》

補助金額は、くみ取り便所や単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換するに要する費用の内、下表に定める金額を限度とする。

人槽区分	本体工事費	くみ取り便所撤去	単独処理浄化槽撤去	配管費
5人槽	360,000円	90,000円	120,000円	300,000円
6～7人槽	462,000円			
8～10人槽	585,000円			

※人槽は家族の人数によるのではなく、家の床面積によって決まります。

《事業の進め方》

- （社）大阪府環境水質指導協会会員の大阪府知事登録業者に工事を依頼。
- ①合併処理浄化槽設置の届出と補助申請の手続きを開始
 - ②設置届出を受理した後、補助金交付の申請書を提出
 - ③補助金交付決定の通知後に工事に着手（事前着工は認められません。）
 - ④工事完了後、すみやかに実績報告書を提出
 - ⑤補助金交付額確定の通知後、請求に基づき補助金を交付

◆合併処理浄化槽に係る補助制度については、必ず事前に相談しましょう。

【問合せ先】貝塚市市民生活部環境衛生課 072-433-7186（直通）